

同年月日	令和	年	月	日
決定年月日	令和	年	月	日
再交付年月日	令和	年	月	日

記号		

常務理事	事務長	業務課長	係

「医療費のお知らせ・保険給付決定通知書」再発行依頼書

この依頼書については、次の①又は②の要件を満たしたものです。
①依頼者本人（被保険者）が作成したものです。
②記載内容については誤りがないか依頼者本人が確認しています。

令和 年 月 日 提出

被 保 険 者 情 報	①	被保険者番号	②	刀がナ 氏名	③	生年月日
					昭和 平成	年 月 日
		④医療費のお知らせの送付先 (希望する送付先を記入)		(〒 -) (電話)		
		1 自宅 2 事業所 3 来所 ※希望する送付先に☑を付けて下さい。	住所 氏名			
	⑤再発行する理由		<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他			

希 望 す る 期	⑥	診療月	令和	年	月	～	令和	年	月	ヶ月分
		※発行できる期間は、依頼書を受付した月の3ヶ月前までとなります。(例) 令和4年4月受付の場合、令和4年1月診療分までです。 なお、令和4年12月診療分の「医療費のお知らせ」の発行は令和5年3月ですので、再発行での対応は令和5年4月以降となります。								

留 意 事 項	○確定申告で医療費控除を受ける場合、領収書の提出のかわりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。医療費のお知らせを添付すれば明細書の記入を省略できます。				
	○「医療費のお知らせ」は、医療機関等から健康保険組合に届く「診療報酬明細書(レセプト)」などに基づき作成しているため、医療機関からの請求が遅れなどが生じた場合、皆様の医療費などが「医療費のお知らせ」に反映されない場合があります。				
○公費負担医療等、県または各市町村の医療費助成制度を受けられている場合、領収書の金額が「医療費のお知らせ」に正しく反映されない場合があります。					
○医療費控除の算出式は次のとおりです。					
	その年に支払った医療	－ 保険金などで補填される額	－ 10万円または所得金額の5% (いずれか低い方)	=	医療費控除額 (最高200万円)

令和3年4月改訂版

受付印

同年年月日	令和	年	月	日
決定年月日	令和	年	月	日
再交付年月日	令和	年	月	日

記号		
5	5	5

常務理事	事務長	業務課長	係

記入例

「医療費のお知らせ・保険給付決定通知書」再発行依頼書

確認欄	この依頼書については、次の①又は②の要件を満たしたものです。 ①依頼者本人（被保険者）が作成したものです。 ②記載内容については誤りがないか依頼者本人が確認しています。
-----	--

令和 3 年 4 月 7 日 提出

被 保 険 者 情 報	① 被保険者番号	45	② フリガナ 氏名	ケンコウ 健康	イチロウ 一郎	③ 生年月日	昭和 平成 3 年 3 月 2 日
	④医療費のお知らせの送付先 (希望する送付先を記入)		(〒 -)	(電話 -)			
	1 自宅 ② 事業所 来所 ※希望する送付先に☑を付けて下さい。		住所	氏名			
	⑤再発行する理由		<input checked="" type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 []				

希 望 す る 期	⑥ 診 療 月	令和	4	年	1	月	～	令和	4	年	3	月	3	ヶ月分
	※発行できる期間は、依頼書を受付した月の3ヶ月前までとなります。(例) 令和4年4月受付の場合、令和4年1月診療分までです。 なお、令和4年12月診療分の「医療費のお知らせ」の発行は令和5年3月ですので、再発行での対応は令和5年4月以降となります。													

上記の診療期間について、「医療費のお知らせ・保険給付決定通知書」の再発行を依頼します。

留 意 事 項	○確定申告で医療費控除を受ける場合、領収書の提出のかわりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。医療費のお知らせを添付すれば明細書の記入を省略できます。 ○「医療費のお知らせ」は、医療機関等から健康保険組合に届く「診療報酬明細書(レセプト)」などにに基づき作成しているため、医療機関からの請求が遅れなどが生じた場合、皆様の医療費などが「医療費のお知らせ」に反映されない場合があります。 ○公費負担医療等、県または各市町村の医療費助成制度を受けられている場合、領収書の金額が「医療費のお知らせ」に正しく反映されない場合もあります。 ○医療費控除の算出式は次のとおりです。																		
	<table><tr><td>その年に支払った医療</td><td>-</td><td>保険金などで補填される額</td><td>-</td><td>10万円または所得金額の5% (いずれか低い方)</td><td>=</td><td>医療費控除額 (最高200万円)</td></tr></table>													その年に支払った医療	-	保険金などで補填される額	-	10万円または所得金額の5% (いずれか低い方)	=
その年に支払った医療	-	保険金などで補填される額	-	10万円または所得金額の5% (いずれか低い方)	=	医療費控除額 (最高200万円)													

令和4年5月改訂版

受付印
